

滋賀県指定三島池鳥獣保護区
三島池特別保護地区
指定計画書（案）

令和 年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

三島池鳥獣保護区のうち米原市市場地先の市道市場大鹿線と市道夫馬市場線との交点(◎)を起点とし、同所から市道市場大鹿線を南東に進み同市市場と同市池下との境界線①に至り、同所から同境界線を東進し米原市立大東中学校北門の市道市場池下線との交点②に至り、同所から同校敷地と民有地との境界線を東進し市道本市場加勢野線との交点③に至り、同所から同市道を南進し市道砂田亀池線との交点④に至り、同所から同市道を東進し親水河川との交点⑤に至り、同所から同河川を南進し滋賀県有林と米原市有林との境界線⑥に至り、同所から同境界線を南東に進み市道西山池下線との交点⑦に至り、同所から同市道を東進しグランエッセメント管理道⑧に至り、同所から同管理道を東進し同市池下と同市西山との境界線⑨に至り、同所から同境界線を南西に進み同市西山と同市加勢野との交点⑩に至り、同所から同市池下と同市加勢野との境界線を北西に進み白山神社⑪に至り、同所から同市池下と同市加勢野との境界線を南西に進み農地の第53号小排水路⑫に至り、同所から同小排水路を北西に進み市道池下加勢野線との交点⑬に至り、同所から同市道を北西に進み市道池下東良道線の始点⑭に至り、同所から同市道を南西に進み市道池下前久保線との交点⑮に至り、同所から同市道を北東に進み市道池下区内線との交点⑯に至り、同所から同市道を西進し市道市場大鹿線との交点⑰に至り、同所から同市道を北西に進み通称西街道川との交点⑱に至り、同所から同川を南西に進み株式会社中央滋賀工場敷地と山林との境界線⑲に至り、同所から同境界線を西進し同工場敷地と水田との境界線⑳に至り、同所から同境界線を東進し通称西街道川との交点㉑に至り、同所から同川を南東に進み市道光明院線との交点㉒に至り、同所から同市道を西進し同市道の終点㉓に至り、同所から光明院裏山(通称西の山)の山頂見通し線に沿って南西に進み光明院裏山の頂上㉔に至り、同所から同山稜線を北東に進み愛宕神社㉕に至り、同所から同神社の参道を北進し市道夫馬市場線との交点㉖に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、三島池鳥獣保護区のうち、水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心とした、鳥獣の生息環境を保全するために必要な場所であり、鳥獣の誘致

または鳥獣保護思想の普及啓発のため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

(3) 管理方針

第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

身近な鳥獣生息地として、鳥獣の良好な生息地を確保または創出し、豊かな生活環境の形成に資するとともに、自然とのふれあひまたは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発を行う。

3 特別保護地区の面積内訳

総面積 54ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 30ha

農耕地 7ha

水 面 4ha <干潟 ha>

その他 13ha

イ 所有者別内訳

国有地	0ha
国有林	有・無
所管省庁	
林野庁	有・無
制限林	有・無
保安林	有・無
砂防指定地	有・無
その他	
普通林	有・無
文部科学省	有・無
その他	
国有林以外	有・無
所管省庁	
地方公共団体有地	16ha
県有地	8ha
市町有地	8ha
私有地	34ha
公有水面	4ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 () 自然環境保全地域		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	特別地区	有・無
	普通地区	有・無
自然公園法による地域 () 国定公園		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	特別保護地区	有・無
	特別地域	有・無
	普通地域	有・無
文化財保護法による地域		有・無
その他	森林法による地域	保健保安林 土砂流出防備保安林
	滋賀県自然環境保全条例による地域	緑地環境保全地域
	滋賀県文化財保護条例に基づく天然記念物	三島池のカモ及びその生息地

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

別紙位置図のとおり

イ 地形、地質等

水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心として、池の周りには海拔200m余りの山々があり、その外側は水田が広がっている。

ウ 植物相の概要

池の周囲の小丘にはコナラ、タカノツメ、リョウブ、ソヨゴなど里山を代表する樹種が見られる。また池の周囲や公園内にはソメイヨシノやイロハモミジなどが人為的に植栽されている。

エ 動物相の概要

三島池は、マガモの自然繁殖南限地として県の天然記念物として指定されており、マガモを中心に、50種を越える鳥類が生息する野鳥の楽園である。

(2) 生息する鳥獣類(※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

ア 鳥類

ハシビロガモ、オカヨシガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、カルガモ、マガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ホトトギス、キジバト、バン、オオバン、カイツブリ、コチドリ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、ハイタカ、トビ、ノスリ、カワセミ、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、チョウゲンボウ、サンショウクイ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ツバメ、イワツバメ、コシアカツバメ、ウグイス、エナガ、メジロ、ムクドリ、トラツグミ、シロハラ、ツグミ、キビタキ、ルリビタキ、ジョウビタキ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、イカル、ベニマシコ、カワラヒワ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ

イ 獣類

キツネ、タヌキ、イタチ、ノウサギ、サル

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ア 過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数 (※当該地区における許可件数を記載)

令和3年度 38件 令和4年度 30件 令和5年度 15件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

被害は認められない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息および繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区特別保護地区用制札および案内板を設置。

滋賀県指定比叡山鳥獣保護区
比叡山特別保護地区
指定計画書（案）

令和 年 月 日

滋賀県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

比叡山鳥獣保護区のうち、比叡山延暦寺東塔西塔境内地一円（大津市坂本本町 4220 番地）、延暦寺横川境内地一円（同市坂本本町 4225 番地）および延暦寺飯室境内地一円（同市坂本本町 4239 番地）の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、比叡山鳥獣保護区のうち、延暦寺の諸堂が集まる境内地を中心とした、鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所であり、保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

(3) 管理方針

第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

集団繁殖地として、保護対象となる鳥類の繁殖の確保を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

総面積 366ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 343ha

農耕地 ha

水 面 ha <干潟 ha>

その他 23ha

イ 所有者別内訳

国有地					0ha	
国有林	所管省庁	林野庁	制限林	有・無		
				保安林	有・無	
				砂防指定地	有・無	
				その他		
				普通林	有・無	
				文部科学省	有・無	
				その他		
				国有林以外	有・無	
				所管省庁		
				地方公共団体有地		
県有地				0ha		
市町有地				0ha		
私有地				366ha		
公有水面				0ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	有・無
() 自然環境保全地域	
特別地区	有・無
普通地区	有・無
自然公園法による地域	有・無
琵琶湖国定公園	
特別保護地区	有・無
特別地域	有・無
普通地域	有・無
文化財保護法による地域	有・無
その他	古都保存法による地域 歴史的風土保存区域

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

大津市の北西部に位置し、比叡山地に位置する。

イ 地形、地質等

比叡山地北部は、横高山付近の花崗岩の一部を除き、四明岳の南まで古生層となっており、四明岳から南部は、如意ヶ岳付近まで崩れやすい花崗岩が続いている。

ウ 植物相の概要

エイザンスミレやエイザンカタバミ等、比叡山の名前がついた植物をはじめ、多くの植物が四季折々の表情を作っている。また、尾根部には中間温帯を代表する針葉樹であるモミの天然林や境内林としてのスギの巨木が見られるなど豊かな植物相が存在する。

エ 動物相の概要

キビタキ、ホトトギス、ミソサザイ等の多くの野鳥が繁殖し、大型獣から中小型獣まで様々な獣類が生息する。鳥類繁殖地として天然記念物に指定されている。

(2) 生息する鳥獣類(※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン)

ア 鳥類

ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、キジバト、アオバト、トビ、アカシヨウビン、コゲラ、オオアカゲラ、アオゲラ、サンショウクイ、カケス、ハシブトガラス、ヒガラ、ヤマガラ、コガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツバメ、イワツバメ、コシアカツバメ、ウグイス、セブサメ、エナガ、センダイムシクイ、メボソムシクイ、メジロ、キクイタダキ、ミソサザイ、キバシリ、トラツグミ、クロツグミ、シロハラ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキ、ルリビタキ、キセキレイ、アトリ、イカル、カワラヒワ、イスカ、マヒワ、ホオジロ、アオジ、クロジ

イ 獣類

ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、リス、ノウサギ、イタチ、キツネ、タヌキ、ムササビ

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲等許可件数(※当該地区における許可件数を記載)

令和3年度 1 件 令和4年度 2 件 令和5年度 2 件

イ 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

鳥 獣 名	被害作物名・樹木名
ニホンジカ	植林木（スギ、ヒノキ）等

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息および繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区特別保護地区用制札を設置